

利用料金（使用料）（承認の基準）

ア 恐竜パーク体育館（※長崎のもぎき恐竜パーク条例に規定）

区分		利用料（1時間につき）	
		改定前	現行
アリーナ	卓球（1台につき）	—	310円
	バドミントン（1面につき）	691円	380円
	バレーボール（1面につき）	691円	900円
	バスケットボール（1面につき）	1,037円	900円
	その他（全面）	3,237円	4,200円
トレーニング室		1,204円	1,680円
ステージ		712円	990円

恐竜パーク体育館の附属設備（※長崎のもぎき恐竜パーク条例施行規則に規定）

区分	単位	利用料（1時間につき）	
		改定前	現行
卓球台	1台	157円	使用料（貸館料）とする
机	1脚	41円	使用料（貸館料）に包含する
補助椅子	1脚	10円	

イ 恐竜広場の利用に係る行為の制限に係る利用料金（※長崎のもぎき恐竜パーク条例に規定）

行為の種類	単位	利用料	
		改定後	現行
行商、募金その他これらに類するもの	1 日	261円	390円
業として行う写真又は映画の撮影	1 日	104円	200円
	1 月	1, 613円	3, 100円
興行	1 平方メートルにつき 1 日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積 1 平方メートルにつき 1 日	1, 613円	2, 250円
集会、展示会その他これらに類するもの	1 平方メートルにつき 1 日	12円	24円

ウ 軍艦島資料館（※軍艦島資料館条例に規定）

区分	利用料		
	改定前		現行
	個人	団体（15人以上）	
一般	200円	1人につき 160円	420円
小学校の児童又は中学校の生徒※	100円	1人につき 80円	210円

※見直し後の区分は、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒とする。

エ 野母崎文化センター（※長崎市文化センター条例に規定）

区分	利用料（1時間につき）		
	改定前		現行
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	
多目的ホール	2,200円	3,300円	5,210円
会議室	104円	157円	560円
視聴覚室	104円	157円	560円

野母崎文化センターの附属設備（※長崎市文化センター条例施行規則に規定）

区分		利用料（1時間につき）	
		改定前	原稿
拡声器具	多目的ホール、会議室、視聴覚室	—	90円
ホール用グランドピアノ	多目的ホール	—	630円
照明器具（舞台照明）		272円	廃止
照明器具（ボーダーライト）		—	250円
照明器具（サイドフロントライト）		—	310円
照明器具（ホリゾンライト）		—	320円
照明器具（シーリングライト）		—	310円
照明器具（サスペンションライト）		—	370円
照明器具（スポットライト）		—	40円
はねかえりスピーカー		—	20円
冷暖房設備	多目的ホール	2,200円	廃止
	会議室	272円	廃止
	視聴覚室	272円	廃止

オ 恐竜博物館（※恐竜博物館条例に規定）

区分		観覧料（1人1回につき）				
		改定前			現行	
		個人	団体 （15人以上）	年間観覧料 （1人1年間につき）	個人	年間観覧料 （1人1年間につき）
常設 展示	一般	500 円	400 円	1,250 円	500 円	1,250 円
	小学校の児童、中学校 の生徒又は幼児 ※	200 円	160 円	500 円	250 円	630 円
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額 1人につき2,000円以内の額）			企画展示に要する費用を勘案し、教育委員 会が定める額 1人につき2,000円以内の額）	

※見直し後の区分は、小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒とする。